

三次市立保育所 規模適正化基本方針

平成25年2月

三次市子育て支援部保育課

目 次

1	保育所規模適正化基本方針策定の趣旨	1
2	基本方針の期間	1
3	保育所の現状と課題	2
(1)	保育所の設置状況	2
(2)	入所児童数の推移	2
(3)	公立保育所の現状と課題	3
①	保育サービスの状況	3
②	職員配置の状況	3
③	保育所運営経費の状況	3
④	施設規模と入所児童数	4
⑤	保育士一人当たりの児童数	4
⑥	施設の老朽化	5
4	公立保育所の規模適正化	5
(1)	規模適正化の必要性	5
①	児童の減少に伴う保育形態への影響	5
②	保育士一人当たりの児童数の平準化	5
(2)	適正規模と配置について	6
(3)	規模適正化の基準	6
(4)	学校規模適正化計画との整合性	6
5	多様な保育サービスの充実	7
(1)	公立保育所のあり方	7
(2)	3歳未満児保育の充実	7
(3)	自園調理場の整備	7
(4)	民間委託の推進	8
6	具体的な推進計画等	8
(1)	推進期間	8
(2)	推進方針	8
(3)	具体的な推進計画	9
①	規模適正化（休所・廃止）	9
②	施設改修計画	9
③	3歳未満児保育及び自園給食について	9

1 保育所規模適正化基本方針策定の趣旨

近年、核家族化・少子化の進行と保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加、女性の社会進出など社会情勢が大きく変化する中で、保育ニーズも多様化しています。

保育所は、児童福祉法に基づき保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設として、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期にその生活の大半を過ごすところであり、養護と教育が一体となり豊かな人間性を持った子どもの育成が期待されています。

一方、本市の財政状況は、世界的金融危機の影響や日本経済の長期間にわたる低迷、また、平成27年度からの普通交付税の合併特例加算措置が段階的に減額を余儀なくされる中、限られた財源でより効果的な保育所運営が求められています。

現在、公立保育所は一部の保育所において、著しく定員を下回る状況が続いているほか、入所希望の児童受入れのための職員配置、待機児童の解消、施設の老朽化など様々な課題を抱えています。

そういう課題解決とより良い保育環境を確保し、「子育てに夢がもてるまちみよし」の実現に向け、平成24年11月9日に三次市保育所規模適正化検討委員会から答申を受けました。

その答申において、公立保育所の適正規模や適正化の基準、進め方、運営のあり方など一定の考え方方が示されました。

そこで、三次市保育所規模適正化検討委員会の答申を尊重しながら、本市におけるより具体的な保育所の規模適正化（統合、廃止、休所等）や多様な保育環境のあり方に関する基本的な方針として、『三次市立保育所規模適正化基本方針』を策定し、これを推進していきます。

2 基本方針の期間

『三次市立保育所規模適正化基本方針』の対象の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

ただし、平成27年度から新たに始まる「子ども・子育て支援新制度」との整合も図る必要があるため、当面、平成26年度までの2ヶ年の方針とし、その後の方針は必要に応じて見直しを行います。

3 保育所の現状と課題

(1) 保育所の設置状況

平成24年4月1日現在、市内の保育所は、公立保育所23施設（うち、
へき地保育所が2施設で、1施設が休所）、私立保育園は3施設、その他私
立幼稚園が3施設、民間の認可外保育所が6施設あります。

(2) 入所児童数の推移

公立保育所の入所児童数は、平成20年3月31日現在で1,335人、
平成24年3月31日現在では1,285人と、直近の4年間で50人の減
ではあるが、ほぼ横ばいで推移しています。

私立保育園では、平成20年3月31日現在328人で、平成24年3
月31日現在、330人と直近の4年間では公立保育所同様ほぼ横ばいで推
移しています。

また、市内全体の就学前児童数は、平成20年3月31日現在で2,9
54人、平成24年3月31人現在で2,807人と、直近の4年間で14
7人の減（△5.2%）と、減少傾向にあります。

一方、就学前児童数の公立保育所及び私立保育園への入所に占める割合
は、平成19年度末で56.3%，平成23年度末で57.5%と直近の4
年間で微増となっています。

★保育所入所児童数の推移

	平成19年度			平成23年度		
	定員 人	入所児童数 人	入所率 %	定員 人	入所児童数 人	入所率 %
公立保育所	1,647	1,335	81.8	1,737	1,285	74.0
私立保育園	270	328	121.5	280	330	117.9
計	1,917	1,663	86.8	2,017	1,615	80.1
就学前児童数 (0~5歳児)	2,954人			2,807人 (対19年度比 △5.2%)		
保育所への 入所割合	56.3%			57.5%		

※入所児童数、就学前児童数とも年度末の人数です。

(3) 公立保育所の現状と課題

① 保育サービスの状況

保育所の開所時間は、通常の保育時間（午前8時30分から午後5時15分まで）を超えて、長時間保育をすべての保育所で実施しているほか、延長保育、土曜午後保育など具体的な保育サービスと実施保育所は以下のとおりです。

★保育サービスの内容等

保育サービス内容等	施設数	実施保育所名
延長保育	5	愛光、十日市、酒屋、布野、東光
土曜午後保育	6	愛光、十日市、和田、栗屋、酒屋、東光
一時預かり	5	酒屋、三良坂、みわ、こうぬ、東光
休日保育	1	東光
3歳未満児保育	満6ヶ月	酒屋、布野、さくぎ、三良坂、みわ、こうぬ
	満9ヶ月	君田、吉舎、
	満11ヶ月	安田、八幡、敷地
	満1歳	愛光、十日市、和田、栗屋、東光
	満2歳	仁賀

② 職員配置の状況

厳しい行財政環境の下、平成17年8月に策定した三次市行財政改革大綱に基づき、平成18年3月に三次市定員管理計画を策定しました。

その中で、職員数を平成26年度までに平成17年度対比で約19%削減することと、退職者の3分の1以下の採用とする計画目標を立て進めています。

平成24年4月1日現在で、所長、保育士等合わせた正規職員数107人に対して、臨時職員は135人です。これは、長時間保育や延長保育等の保育サービスを実施するため、正規職員の勤務に合わせシフト勤務や障がい児保育等の加配保育士が必要となるため、臨時保育士を配置し対応しています。

また、3歳未満児や発達に支援の必要な児童の入所も増加しており、その対応にも今後加配保育士の増加が予想されます。

③ 保育所運営経費の状況

平成23年度決算における本市の保育所運営経費は総額16億98,704千円で、そのうち臨時職員等を含む人件費は10億50,483千円、運営経費に占める割合は61.8%です。また、臨時職員の賃金は年々増加の傾向にありますが、人件費はほぼ横ばいで推移しています。

④ 施設規模と入所児童数

平成24年3月末の定員に対する充足率は、公立保育所74.0%，私立保育園117.9%と、公立保育所が定員を下回っており毎年こうした状況で推移しています。

さらに、公立保育所は地域によって入所状況が大きく異なっています。この状況は、少子化等の影響や保育需要にばらつきがあり、平成24年4月1日現在、入所児童数20人以下の保育所が全体で7施設あります。

一方、市街地の保育所では、入所希望が集中し、入所児童が過密化する状態となっています。

★入所児童数20人以下の保育所一覧

(毎年4月1日現在)

保育所名	定 員	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
仁賀	30	5	3	4	3	5
安田	30	8	11	13	12	9
川西	45	14	12	11	10	12
河内	20	11	16	9	8	13
八幡	30	18	20	18	13	14
敷地	30	18	13	9	12	15
田幸	45	23	17	22	16	18

⑤ 保育士一人当たりの児童数

すべての保育所において国の配置基準に従い、入所児童の年齢ごとの基準割合に応じた保育士を配置しています。

しかし、保育所によっては3歳以上のクラスについて、保育士一人当たりの配置基準の上限を著しく下回る児童数でも保育士の配置が必要なことから、保育士一人当たりの児童数にばらつきが生じています。そのため、効率的な保育所運営を進めていくためにも、保育士一人当たりの児童数の平準化が望まれます。

★国の配置基準による保育士一人当たりの児童数

0歳児	3人
1・2歳児	6人
3歳児	20人
4・5歳児	30人

⑥ 施設の老朽化

建築経過年数が30年以上である施設が23施設中8施設あり、中でも木造の園舎の老朽化が著しい状況です。

その他の施設についても、10年以上の施設がほとんどで、安全の確保を優先した部分的な修繕費など、施設の維持管理に多額の経費が必要となっています。

今後は規模適正化や3歳未満児保育の必要箇所の見極めなどとの整合性を保ちながら、全体的な施設整備計画を立案する必要があります。

★建築経過年数30年以上の施設

保育所名	建設年月	築年数	延床面積	構造	定員
神杉	S46.2	41年	360.83m ²	木造平屋造	45人
三良坂	S50.4	37年	1,199.98m ²	木造平屋造	120人
東光	S51.12	35年	967.03m ²	RC2階造	190人
仁賀	S54.4	33年	155.68m ²	木造平屋造	30人
河内	S54.3	33年	397.00m ²	RC平屋造	20人
川地	S55.3	32年	794.30m ²	RC2階造	45人
栗屋	S56.3	31年	411.65m ²	RC2階造	55人
和田	S57.2	30年	600.00m ²	RC2階造	80人

4 公立保育所の規模適正化

(1) 規模適正化の必要性

① 児童の減少に伴う保育形態への影響

子どもの発達過程で3歳以上の保育については集団保育が望まれますが、公立保育所の一部地域においては、入所児童数の減少が著しく、年齢別クラスによる集団保育が実施できない状況にあります。

また、延長保育等の保育サービスも、小規模な保育所にあっては利用児童が少ないとから積極的な取組ができないため、保護者への子育て支援が十分とは言えない状況です。

② 保育士一人当たりの児童数の平準化

児童数が少ない保育所にあっても、「所長」や国の配置基準に従った適正な保育士の配置が必要であり、保育士一人当たりの児童数にばらつきが生じています。

保育士の確保が有限である中、保育士と子どもの関わりの度合いを全体的

に最適なものにしていく観点から、保育士一人当たりの児童数の平準化が求められています。

(2) 適正規模と配置について

子どもの発達の視点からとらえると、おおむね3歳児の発達の特徴として、『自我がよりはっきりしてくるため、自分の思いのままに表現しようとしたつかり合いも多くなる。』、『遊びの面では、一人遊びから気の合うともだちができる、集団としての遊びへ広がっていく。』といった、個から集団への移行時期であり、集団での育ちを保障していくことが求められます。

保育士と子どもの相互の関わりや、子ども同士の関係が十分に保てる規模の保育環境づくりに取り組むため、適正規模及び配置の基準は次のとおりとします。

- 入所児童数は集団保育が必要となる3歳以上を対象とする。
- 3歳以上で一クラスあたり10人（※）以上とする。
- 保育所配置は小学校区を基本とする。

※集団の定義を10人以上と規定する理由は、集団の最少人数は2人ですが、2人では集団関係が固定化し遊びに広がりがなくなることから、3人集団（いわゆる三角関係）が3つ程度（9～10人）あれば、協調しあいながら遊びや人間関係を構築できることを考慮した人数です。

(3) 規模適正化の基準

- 入所児童数は、一クラスあたり10人以上。

※ただし、段階的に進める観点から第一段階として、『保育所全体の入所児童数がおおむね20人以上かつ、今後2年以上おおむね20人以上の保育需要が見込める場合』を基準とします。

(4) 学校規模適正化計画との整合性

現在、公立保育所の配置はほぼ小学校区を基準とした配置となっています。

また、平成22年3月、教育委員会に対し「三次市学校規模適正化検討委員会答申」がなされました。

今後の保育所の配置計画にあたっては、学校規模適正化計画による小学校区の再編に合わせた保育所配置や整備が必要です。

5 多様な保育サービスの充実

(1) 公立保育所のあり方

市は、保育の実施主体として、地域の特性を活かした保育所運営、多様な保育サービスの提供や保育の質の向上を図るとともに、「三次市立保育所の民間委託に係る基本方針」を踏まえた民間委託等に取り組み、効率的かつ安定的に継続的な保育所運営を推進し、子育て環境の充実を図ります。

さらに、保育所が子どもの育ちを支援するとともに、保護者に対する子育て支援・援助の場としての役割を果たします。

公立保育所は、子育て支援の中核的な役割を担うとともに、子どもの健全な発育を支援していきます。子育てや食育についての専門性を活かし、地域の子どもたちの成長を支える育児、保育の地域拠点の役割を果たします。

また、一人ひとりの育ちを大切にする丁寧な関わりや保育士の研修など人材育成、児童虐待の防止や在宅児童を含む地域の子育て支援、さらには、保育の質の向上に向けた牽引役として、民間を含めた保育所間での情報共有を図り、市全体の保育サービスの向上を図ります。

(2) 3歳未満児保育の充実

女性の社会進出や就労形態の多様化、核家族化や共働き世帯の増加により、3歳未満児保育の要望が高まっています。

3歳未満児保育を実施していない保育所では、保護者がそれらのサービスが可能な保育所へ子どもを預けることにより、未実施保育所の入所児童数の減につながっている実態もあります。

未実施保育所の児童数や将来予測を行い、規模適正化による休所・廃止計画との整合性を図りながら、保護者支援の立場から全体としての3歳未満児の100%受け入れに向けて3歳未満児保育の充実について具体的に検討します。

(3) 自園調理場の整備

子どもたちが心身の健康を確保し、生き生きと暮らすためには「食」が重要です。食べ物を通して五感の発達や、豊かな人間性を育む食育の観点や、発達段階に応じたきめ細かな配慮を行うためにも、自園給食が果たす役割が大きいものがあります。

現在、学校給食共同調理場から給食を配送している保育所について、規模適正化による休所・廃止計画との整合性を図りながら、自園調理場の整備に向け具体的に検討します。

(4) 民間委託の推進

国の三位一体改革により、平成16年度から公立保育所における運営費の補助制度が普通交付税措置への変更に伴い一般財源化され、翌年には施設整備に係る補助制度も廃止されるなど、市の財政負担は増大しました。

また、厳しい行財政環境の下では、定員管理計画を着実に実行する必要があります。

一方、平成12年の規制緩和措置に伴い、民間ができる事業は民間に任せることが可能となり、これまでの社会福祉法人のほか、学校法人、NPO法人、株式会社も保育所の運営ができるようになりました。

こうした中、近年の核家族化、少子化の進行、女性の社会進出などの就労形態、子育て環境の大きな変化に対応するため、民間活力の導入により多様で柔軟な保育サービスの提供を進め、効率的かつ安定的な保育所運営に努めます。さらに、民間委託を進める中で保育士の再配置を行い、職員体制の充実を図ります。また、民間委託の推進にあたっては、「民間委託ガイドライン」を定め、保護者等の不安を解消するとともに有能かつ良好な事業者の参入を促し、現在の保育を継承しつつ質の高い安定的な保育の実施に努めます。

6 具体的な推進計画等

(1) 推進期間

本基本方針では、期間を5年と定めています。

しかし、具体的な推進期間は、平成27年度から新たに始まる「子ども・子育て支援新制度」における今後の国の動向等を注視しながらそれらとの整合性を図ることが必要なことから、当面、前期2年間、後期3年間と定めます。

推進期間	前 期	平成25年度～平成26年度
	後 期	平成27年度～平成29年度

(2) 推進方針

保育所において規模適正化基準を満たさない場合、休所、廃止の規模適正化に着手します。なお、実施にあたっては、次のことに十分配慮して進めます。

- 近隣に代替となる保育所があり、児童の受け入れが可能である。
- 代替先保育所への通所条件や代替先保育所の保育サービスの状況によって大きな支障が生じる場合、乳幼児の健全な保育や保護者のニーズに留意し、代替先保育所の保育サービスの拡充など、市としての対応を図る。
- 休廃止の実施に際しては、保護者や地域の理解を得るためにあらかじめ十分な期間を設け、説明会などにより必要な情報提供を図りながら、不安を払拭する。

(3) 具体的な推進計画

① 規模適正化（休所・廃止）

推進方針に基づき、別途、具体的な規模適正化計画を策定します。

② 施設改修計画

耐震補強工事は、平成25年度に予定している栗屋保育所の改修工事で、木造以外の補強工事は完了します。今後は特に老朽化した木造施設について、個々の保育所に応じて、補強、移転などを含めた整備手法の検討を行います。

また、施設や遊具の改修などは老朽化の進行度や危険度に応じて整備内容や整備の進め方の検討を行います。

③ 3歳未満児保育及び自園給食について

3歳未満児保育のための施設改修は、3歳未満児の把握と入所予測、緊急度等を考慮し、市全体の需要と供給の充足度等を踏まえて決定します。

また、食育の観点や子どもの育ちにつながる自園給食の実施のための自園調理場の整備についても、学校給食共同調理場の民間委託の計画や規模適正化計画との調整を行い、具体的な整備計画を策定します。

以上、②③をまとめて、別途、施設の改修計画を策定します。